# 小金井市卓球連盟規約

## 第1章 総 則

第1条 この団体は「小金井市卓球連盟」(以下「連盟」という)と称する。

第2条 連盟は、事務所を事務局担当理事宅におく。

#### 第2章 目的 • 事業

第3条 連盟は、卓球を愛好する市内在住・在勤・在学者(元市内在住・在勤・在学者含む)及び近隣市に在住し、協力関係にある人で連盟理事会が認めた者によって構成され、連盟員相互の親睦と卓球技術の向上をはかるとともに、関係諸団体との連携・協力により地域における卓球スポーツの振興・発展に貢献することをもって主たる目的とする。

- 第4条 連盟は、第3条の目的を達成するため次の事業を行なう。
  - (1) 小金井市卓球オープン選手権大会など連盟理事会が企画・実施する各種大会。
  - (2) 卓球スポーツ普及のための諸事業。
  - (3) 市および、市体育協会など加盟上部団体の主催する事業への協力と参加。
  - (4) 連盟員相互の親睦のための諸事業。
  - (5)諸団体との親善交流。
  - (6) その他、連盟の目的達成に必要なまたは意義ある事業。

# 第3章 役員

第5条 連盟には、次の役員をおく。

- (1) 理 事 15名以上20名以内(うち、会長1名、副会長若干名、理事長1名、副理事長若干名)
- (2) 顧 問 若干名
- (3) 会 計 2名(内1名は必ず理事であること。)
- (4) 監事 2名
- 第6条 役員の任務、選出は次の通りとする。
  - (1) 会長は、連盟を代表し、連盟の業務を総攬する。 理事会が立候補または推薦を得た理事の中から選出し、総会で承認を得る。
  - (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。 理事会が立候補または推薦を得た理事の中から選出し、総会で承認を得る。
  - (3) 理事長は、理事会を招集し、その議決に基づき連盟の業務を統括・執行する。 理事会が立候補または推薦を得た理事の中から選出し、総会で承認を得る。
  - (4) 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときはその職務を代行する。理事会で選出する。
  - (5) 理事は、理事会を構成し、連盟の業務を議決し、執行する。 立候補または推薦された連盟員を理事会が選考し、名簿案を作成提出して総会の承認を得る。なお、立 候補者は、改選年の2月末までに理事会に届けることとする。
  - (6) 顧問は、正・副会長および理事長の諮問に応じるほか、連盟の各会議に出席することができ、助言または意見を述べることができる。理事会が推薦し会長が委嘱する。
  - (7) 会計は、理事会の指示の下に連盟の会計業務を行なう。理事会で選任する。
  - (8) 監事は、連盟の会計業務を監督する。理事会で選任する。
  - 第7条 連盟に相談役をおくことができる。

- 2 相談役は会長が理事会の議を経て委嘱する。
- 第8条 役員の任期は、4月1日より翌々年3月末日までの2カ年とし、再任を妨げない。 補欠選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### 第4章 会 議

- 第9条 総会は、年に1回、4~5月中に会長が招集する。但し、会長が必要と認めた場合または連盟員現在数の3分の1以上から会議の目的事項を示し請求のあったときは、臨時役員総会を開催しなければならない。
  - 2 会議の議長は、会長がこれに当たる。
- 第 10 条 総会は、理事以外で理事の定数を下回らない連盟員が出席しなければ会議を開き議決することができない。但、議事につき書面をもってあらかじめ意思を発表した者は出席者とみなす。
  - 2 総会の議事は、出席者の過半数をもって決し、賛否同数のときは議長の決するところによる。
- 第 11 条 理事会は、少なくとも 2 カ月に 1 回、理事長が招集する。但し、理事長が必要と認めた場合または 理事現在数の 3 分の 1 以上から会議の目的事項を示し請求のあったときは、臨時理事会を招集しなければな らない。
  - 2 会議の議長は、理事長がこれに当たる。
- 第 12 条 理事会は、理事の 2 分の 1 以上が出席しなければ会議を開き議決することができない。但、議事に つき書面をもってあらかじめ意思を発表した者は出席者とみなす。
  - 2 理事会の議事は、出席理事の過半数をもって決し、賛否同数のときは議長の決するところによる。
- 第 13 条 すべての会議は、議事録を作成するが、総会の議事録は、議長および出席者 2 名以上が署名の上、 これを保存する。

#### 第5章 事務局と部会

- 第 14 条 事務局は、理事会の指示の下に対外文書の発送、対外連絡などの日常業務を行なうほか、つねに各種記録および印刷物を整理し継続保存しなければならない。
- 第 15 条 連盟は、事業の円滑な推進と業務の確実な達成をはかるため、理事あるいは公認資格保有者をその 各々に配する専門部会を設ける。
  - 2 専門部会の仕事、役割は、各部会毎に責任者を配置し、別規程に定める。

## 第6章 会 計

- 第 16 条 連盟の経費は、連盟会費、寄付金、大会収入、雑収入によって賄う。
  - 2 連盟会費および納入方法等は、別規程に定める。
- 第17条 連盟の会計は、毎年4月1日より始まり翌年3月末日をもって終わる。

## 第7章 表 彰

第18条 連盟の向上と発展に功労のあった者は、理事会の議を経て決定する。

#### 第8章 付 則

- 第19条 この規約に定めのない事項については、理事会の議を経て決定する。
- 第20条 この規約は、2009(平成21)年4月1日より実施する。
  - 2 この規約の改廃は、総会の決定による。

# <連盟会費規程>

- 1. 各人の連盟会費は、年間3,000円とする。
- 2. 連盟会費は、年度の初めに納入する。
- 3. 年度中途登録加入者の初年度登録会費は、同年度残余期間の長短に応じ減額する。
- 4. 納入された連盟会費は、年度途中における登録加入解消の場合、残余期間分についての返却は行なわない。

# <各部会の役割職務規程>

部会	職務內容	担当
事業部	年度事業計画及び報告書の作成、予算・決算報告書の作成	責任者:
(審判部)	主催大会要綱の作成・運営、プログラムの作成、大会役員の任命、	
	大会会場の確保、(組み合わせとタイムテーブル)	
	各種大会の審判長、副審判長の任命、ルール説明会の実施	
広報部	卓球教室、ラージボール講習会等、大会以外行事のPR。	責任者:
(普及部)	卓連ニュースの発行	
	学校部活動の指導、支援、スポーツ少年団の指導、支援	
	市民生涯スポーツ活性化	
ラージボール	ラージボール大会の準備と大会運営、ラージボールの普及活動	責任者:
委員会		
総務部	一般会計の収支管理、各種大会の収支管理、現金・積立金の管理、	責任者:
(事務局)	定期総会・理事会・合宿等の案内、議案書・議事録の作成	
(会計)		